

# 平成25年白老町議会議案説明会会議録

平成25年 6月14日(金曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時40分

---

## ○議事日程

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明

---

## ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明

---

## ○出席議員(14名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 氏家裕治君  | 2番 吉田和子君  |
| 3番 斎藤征信君  | 4番 大淵紀夫君  |
| 5番 松田謙吾君  | 7番 西田・子君  |
| 8番 広地紀彰君  | 9番 吉谷一孝君  |
| 10番 小西秀延君 | 11番 山田和子君 |
| 12番 本間広朗君 | 13番 前田博之君 |
| 14番 及川保君  | 15番 山本浩平君 |

---

## ○欠席議員(1名)

- 6番 坂下利明君

---

## ○説明のため出席した者の職氏名

理 事	山本 誠 君
総合行政局長	岩城 達己 君
総合行政局行政改革担当課長	須田 健一 君
総合行政局財政担当課長	安達 義孝 君
総合行政局企画担当課長	高橋 裕明 君
総務課長	本間 勝治 君
税務課長	小関 雄司 君
産業経済課長	石井 和彦 君
産業経済課営業戦略担当課長	大黒 克己 君
生活環境課長	竹田 敏雄 君
健康福祉課長	長澤 敏博 君

健康福祉課高齢者介護担当課長	田 尻 康 子 君
建 設 課 長	岩 崎 勉 君
教 育 課 長	五十嵐 省 蔵 君
教育課総務社会教育担当課長	葛 西 吉 孝 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	前 田 登志和 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	本 間 弘 樹 君

---

## ◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより定例会 6 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前 10 時 00 分）

---

○議長（山本浩平君） 定例会 6 月会議に町長から提案のあった議案は、条例の制定 3 件、条例の一部改正 1 件、各会計の補正予算 2 件、組合規約の変更 2 件、報告 2 件、合わせて 10 件であります。順次議案の説明をいただきます。

日程第 1、議案第 1 号 平成 25 年度白老町一般会計補正予算（第 1 号）の議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 議案第 1 号 平成 25 年度白老町一般会計予算（第 1 号）の説明をいたします。

このたびの補正につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 2,861 万円を追加いたしまして、総額は歳入歳出 94 億 3,861 万円となる補正でございます。主な内容は、元気臨時交付金 1 億 4,656 万円の増額と起業支援型地域雇用創出事業補助金 4,704 万 7,000 円の事業が主な補正になります。この補正予算の説明の後、元気臨時交付金については担当のほうから詳細についてご説明申し上げます。また、起業支援型地域雇用創出事業補助金の 2 事業についても担当課のほうから詳細なご説明を申し上げます。

続きまして、3 ページでございます。「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、4 ページ、「第 2 表 地方債補正」についても記載のとおりでございます。

6 ページ、歳入歳出事項別明細書につきましては、歳出のほうから説明申し上げます。12 ページをお開きください。2、歳出、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、光ケーブル支障移転事業経費 434 万 7,000 円の補正でございます。この事業補正につきましては、第 3 商港区から国道に至る臨港道路の拡幅工事のために光ケーブルの支柱を移転する支障物件により行う工事でございます。財源は全額支障物件移転補償費でございます。続きまして、15 目町民活動推進経費、協働のまちづくり推進事業 30 万円の補正でございます。内容といたしましては、地域担当職員制度の導入として、研修会を開催する予定でございます。講師謝礼等の費用でございます。

次に、3 款民生費、1 項 2 目老人福祉費、高齢者・障がい者日常生活支援事業 735 万円でございます。この事業につきましては、後で詳細について担当からご説明申し上げますが、生活支援のためのニーズ調査を事業者に委託するものでありまして、財源につきましては全額起業支援型地域雇用創造事業道補助金で充当するものでございます。

続きまして、4 款環境衛生費、1 項 3 目予防費でございます。予防接種事業経費 175 万円の補正でございます。内容は、全国的に風疹が流行しておりまして、風疹にかかった妊婦さんの赤ちゃんが生まれることによって障がいが発生しているということで、昭和 54 年 4 月以降平成 7

年までに生まれた方の接種率が非常に低いということでございます。それをもって町として対象者は一応23歳から47歳の女性については約2,096人、同じく23歳から39歳の男性につきまして1,344名、それと妊娠されている女性が92人という予想の見込み人数計3,533人のうち約5%超になりますけれども、その方々を対象に予防接種料を補助するものでございます。委託料としましては200人掛ける7,000円を見込みます。これは町内の医療機関で接種をしていただいて医療機関に7,000円を補助、また個人負担は2,000円ということでございます。扶助費については50名程度を見込んでおりまして、この制度については4月1日からの要綱を作成し実施期間としますので、もう既に受けた方々への償還払いを行うものでございます。次に、3目火葬場費、白老葬園火葬炉施設等改修事業436万8,000円でございます。この修繕料につきましては、キャリア台1台の修理、それから火葬する時のひつぎを乗せる台車1台、耐火れんが等が既に老朽化しておりますので1台の補修、それと真ん中の2号炉でございますけれどもバーナーの交換、これは17年に交換済みでございますけれども傷んでいるために交換をする、それと電気系統の制御盤の修繕でございます。この財源につきましては、当初元気臨時交付金をみておりましたが、修繕ということで事業になじまないということになりまして、このたび特定防衛施設周辺整備調整交付金410万円を充てるものとしたします。交付金につきましては前回3月会議でも950万円積み立てるという議決をいただいておりますが、その一部を今回使用するものであります。一般財源は26万8,000円でございます。

次に、6款農林水産業費、1項1目農業委員会経費37万6,000円の補正でございます。これにつきましては、このたび農業委員会活動補助金交付金が増額の追加補正がございました。それ伴いまして農地相談員1名分の報償費を見込むものと、臨時職員の賃金25万円を見込んだものでございます。道補助金を交付いただいたことで一般財源は26万9,000円減額ということでございます。次に、3目農業振興費、北海道青年就農給付金事業300万円でございます。この事業は昨年から制度発足した事業でございます。既に2名の方がこの事業で交付金をいただいております。24年から5年間の継続事業でございますので、2年目に当たります。2人分300万円を計上するものでございます。

16ページでございます。7款商工費、2項1目観光対策費、白老町観光連携型6次産業人材育成事業3,969万8,000円の補正でございます。この事業におきましてもこの説明の後で詳細を担当課から説明申し上げますが、企業支援型地域雇用創出事業の補助金の交付をいただいて実施する事業でございます。観光と食の連携、地域資源の商品化、生産品の販売を担う人材育成、地域産品の直売、地域産品の商品開発等を行う事業でございます。

8款土木費、2項1目道路維持費、町道改修事業でございます。1,499万4,000円、工事内容としましては北吉原西通り舗装補修事業、場所につきましては国道から大昭和紙工業さんの会社の前ぐらいまでで、舗装、補修の延長につきましては300メートルでございます。もう一つの事業としては虎杖浜海岸通り舗装補修事業でございます。延長が140メートルでございます。これは登別側のホテルいずみに上がって行く道路の急勾配になっている坂でございます。この財源につきましては元気臨時交付金を全額充てるものでございます。続きまして、5項1目都市計画総務費、石山西第2地区特定保留解除事業239万8,000円でございます。これは第3

商港区の供用開始に伴いまして都市計画の変更申請をするものでございます。26年3月末までに管理委託を行うために事前に都市計画変更をしなければいけないということで、編入するための図面作成等を行うものでございます。この事業につきましては全額一般財源でございます。編入する面積は、第3商港区の8.7ヘクタールのうち今回編入する部分が3.4ヘクタールでございます。18ページ、6項2目住宅管理費、町営住宅改修事業2,750万円でございます。これは、美園団地4階建て10棟の灯油供給システムは既に老朽化し油漏れしていることから、供給のシステムを変えるものでございます。これは以前に行ったサンコーポラスのような設備でございまして、オイルサーバーを各戸に設置し、地下タンクは廃止して、外に家庭用のちょっと大きなタンクを設置して供給するというシステムでございます。240戸全戸を行うものでございます。この財源につきましては元氣臨時交付金を全額充てるものでございます。続いて町有住宅改修事業395万9,000円、この工事はサンコーポラス2棟でございますが、7戸の改修がまだ終わっていないということで、残り7戸を内部改修しまして入居に備える工事でございます。これも全額元氣臨時交付金を充てるものでございます。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、小学校耐震化対策事業でございます。706万4,000円の補正でございます。これは緑丘小学校の耐震の実施設計業務委託を実施するものでございます。既に昭和47年に建築された建物でございます。その面積3,053平方メートルの耐震化の実施設計を行うもので、補正額は元氣臨時交付金76万4,000円、その他町債630万円を充てるものでございます。次に、3項1目学校管理費、三中学校統合事業100万円でございます。この事業につきましては、このたび毛笠コンクリート株式会社様から100万円の寄附をいただきました事業でございます。一部、白翔中学校のステージ幕の購入分50万円と負担金補助及び交付金でございますが、部活動に係る被服購入、ユニフォームをつくる事業でございます。野球部とバスケットボール部のユニフォームを補助するものでございます。これは全額先ほど言いましたが寄附100万円を充てるものであります。次に、中学校耐震化対策事業734万4,000円でございます。これは白老中学校耐震化のための実施設計業務委託でございます。昭和51年3月に建設された校舎の耐震化のための実施設計でございます。面積は4,325平方メートルでございます。これにつきましても元氣臨時交付金74万4,000円、起債を660万円充当するものでございます。次に、5項2目公民館費、中央公民館屋根改修事業4,264万1,000円、中央公民館の屋根が老朽化いたしまして、その改修事業でございます。面積は2,000平方メートルと軒先の64メートルの改修を行う事業でございます。財源につきましては元氣臨時交付金を全額充当するものでございます。次に、3目図書館費、図書等購入経費2万円です。これは大杉育三様からの寄附2万円を充当するものでございます。次に、6項2目体育施設費、町民温水プールボイラー改修事業736万3,000円でございます。平成2年に建設されまして、老朽化が進み昨年来ボイラーの調子が非常に悪く燃料費が相当増加しておりまして、このたび2基のボイラーを更新するものでございます。この財源についても元氣臨時交付金を全額充てるものでございます。

22ページ、12款公債費、1項1目元金でございます。長期債元金償還金762万円でございます。これは工業団地の土地売買を22年に行って、分割で納入されていた土地代が今回4回目の納入が終わりまして、全額758万6,000円を基金に積み立てしてございましたが、このたびこの売り払

いた金額合わせて762万円で、一部財源的には3万4,000円の端数が合いませんが、これは借入金の端数調整のために一般財源を一部入れるものでございます。それを繰り上げ償還するものであります。

次に、14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金4,551万8,000円でございます。商工業振興基金積立金102万円です。内訳としましては、匿名様ふるさと納税、千葉県柏市にお住まいの方からの2万円の寄附、それとこのたび株式会社白電社様から100万円の寄附をいただきまして、これを積み立てるものでございます。次に、石油貯蔵施設立地対策等基金積立金3,000円、これは石油貯蔵立地対策交付金が確定しまして3,000円が多く収入されましたことから積み立てるものでございます。次に、特定防衛施設周辺整備交付金事業基金積立金、当初は950万円積み立てる予定でございましたが、これは先ほど4款で説明いたしました火葬炉の修繕に410万円を充てたことから基金としては差し引きマイナスとするものであります。950万円から410万円使いますので残り540万円を積み立てるものでございます。次に、地域元気臨時交付金基金積立金は、このたびは総額で1億4,656万円の交付でございますが、来年度の財源のことも考慮いたしまして、9,796万円を充当し残り4,859万5,000円を基金に積み立てるものでございます。

以上、歳出の説明は終わりました。歳出では特定財源の説明申し上げました。

一般財源を歳入のほうで説明申し上げますので、6ページをお開きください。17款財産収入、先ほども説明しましたが工業団地用地売却収入でございます。これは平成23年に白老油脂様に売買取いた758万6,000円の4回目の分割の金額の収入でございます。

次に、8ページ、9ページをお開きください。18款寄付金、1項1目寄附金総額204万円でございます。図書購入として大杉育三様から2万円、商工業振興基金に対して匿名様から2万円、株式会社白電社様から100万円、教育振興基金として毛笠コンクリート株式会社様から100万円ということでございます。

続いて20款繰越金、1項1目繰越金418万2000円でございます。このたび24年度決算が確定いたしましたしまして、繰越金として4,240万4,067円の繰り越しがございました。このうち2分の1の2,140万円については財政調整基金に積み立てるものでございます。また、残額2,100万4,067円は繰越金であります。それで、今年度の繰越金の予算額は1,500万円計上しておりますので、600万4,067円が留保財源になりますが、このたび418万2,000円の充当をいたしますので、残り182万2,067円がまだ留保資金、繰越金として残る形となります。

以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 私のほうから今補正の中で出ておりました臨時事業の元気臨時交付金の関係をご説明いたします。資料1でございます。まずこの交付金の目的でございますけれども、国の経済対策として補正予算で追加される公共投資を迅速かつ円滑に実施できるように国が公共投資に係る地方負担分に応じた交付金を交付することによって地域の経済の活性化、雇用の創出を図ることを目的としております。次に、この交付金の限度額の算定についてでございます。この交付金の限度額というのは経済対策として平成24年に補正事業として計上した4事業が算定対象となっており、その4事業は4億2,843万6,000円のうち町

の負担額 3 億 1,275 万 2,000 円に対しまして国から交付率 0.853125 で 2 億 6,681 万 7,000 円が白老町の交付限度額となりました。この算定についての通知は 5 月 28 日にきております。この交付金の使途区分と事業の選択についてでございますが、この使途区分は大きく 2 つに分かれておりまして、1 つは国の補助率が法で定められていない事業につきましてはその自己事業に充当するというところでございます。2 つ目に国の補助率が法で定められている事業につきましては、その自己事業に充当しないで町の単独事業に充当することとなります。この本町の使途内訳につきましては、自己事業充当分として 1 億 2,025 万 7,000 円。町の単独事業の充当分として 1 億 4,656 万円となっております。この自己事業、町の単独事業に充当する事業につきましては、今回補正で上げさせていただきましたが、老朽化した公共施設の長寿命化を図るための改修事業を中心に緊急性の高い事業や安全安心につながる事業、また財源確保のための事業など 9 つを選択いたしました。

次に、資料 2 でございますが、大まかな流れとして今ご説明したとおりでございますが、24 年度の補正事業 4 本に対しまして町の負担額 3 億 1,275 万 2,000 円、交付率が 0.853125 に決まりましたので 2 億 6,681 万 7,000 円。当初見込んでいた額を右の枠に書いておりますが、当初見込んでいたのが 0.7 ちょっとということで、交付予定 2 億 2,000 万円ほど見込んでおりましたが、今回の国の確定算定で見込んでいた額よりも 4,640 万円ほど増額となりました。次の自己事業の充当分についてでございますが、先ほどご説明したように元気交付金限度額が 2 億 6,681 万 7,000 円となりまして、自己事業に充当した分が上の 4 事業から算出される 1 億 2,025 万 7,000 円で、それを差し引いて他の事業に充当する分 1 億 4,656 万円ということになってございます。

資料 3 でございますが、その充当する事業につきましては今補正の中でご説明したとおりでございますが、それを一覧にしたものでございます。①から⑨までございますが、予算上③と④につきましては、1 本で町道改修事業として 1,499 万 4,000 円で予算計上はしておりますので、予算の事業数としては 1 本減ってございます。ほとんどが交付金の全額充当ということでございますが、小学校と中学校の耐震化事業実施設計につきましては、起債を充当してこの起債の償還に対しての特別交付税措置が 30% あるということで、小中学校の実施設計につきましては起債を使っております。今回の交付金、町単独事業に使う交付金は 1 億 4,656 万円となっております。参考として一番下に臨時事業費の比較表がございます。25 年度今回の補正によりまして総事業費が 8 億 5,074 万 7,000 円となり、23 年度、24 年度と比較するとふえているということで、この国からの交付金事業を活用して経済・雇用の活性化につなげてまいりたいということでございます。また、基金として 4,859 万 5,000 円を積むこととなりますが、これにつきましては今後の事業の財源として使うということでもあります。

以上で説明終わります。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 私のほうから今回の起業支援型雇用創造事業の概要についてご説明をいたします。この事業の趣旨でございますが、地域の産業、雇用振興策に沿って地域に根差した雇用を創出する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保することと生活の安定を図るということを目的に委託先の事業の成長などにより、地域の安定的な雇用の受

け皿を創出する事業でございます。実施期間につきましては、平成25年度末までとなります。事業委託先につきましては、起業後10年以内の民間企業でNPO等の法人でございます。本社は起業時と同一都道府県内に所在する企業に委託するものであります。なお委託先の選定に当たりましては、有識者の意見を聴取した事業であるものとなっております。地域に雇用される失業者の事業費に占める割合につきましては、新規雇用失業者の人件費割合が事業費の2分の1以上であること、それから雇用期間につきましては1年以内という事業になってございます。事業につきましては以上でございます。

事業の詳細につきましては各担当のほうからご説明いたします。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。資料4をご説明いたします。まず高齢者・障がい者日常生活支援事業についてでございます。資料の順を追って説明させていただきます。現状と課題でございます。本町では、単身高齢者世帯75歳以上の後期高齢者世帯の増加及び障がい者のある方もふえております。その方々を取り巻く環境や日常生活の課題も多様化しております。また、行政による現状の介護保険制度や障がい者総合支援制度だけでは、高齢者や障がいのある方の日常生活を十分にケアできない状況でございます。また、地域によっては高齢化が進んでおり、従来の町内会や地域コミュニティによる助け合いも難しくなっております。今後本町の高齢化はさらに進展する傾向にございます。特に地域で高齢者や障がい者の方々が安全安心で暮らせるための支援が必要となってきております。こうした現状を少しでも解決するために、国の起業支援型雇用創造事業を活用しまして下記の事業を実施するものでございます。

実施主体及び実施主体の概要をご説明いたします。実施主体は、特定非営利法人御用聞きわらびでございます。平成24年8月7日に法人が設立されております。法人の概要でございますが、高齢者、障がい者及び日常生活に困難性のある方に対しまして、介護のすき間を埋めるべく日常生活支援に関する事業を行っております。また施設入所、入院などによる留守宅、不在住宅の管理が必要な方に対しまして住宅管理事業を行うなど、高齢者の方々が安心して日常生活を過ごすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とした法人でございます。

今回の事業の目的、内容のご説明をいたします。まず事業の目的でございますが、地域で暮らす高齢者や障がい者の方々が安全安心に生活するため、日常生活における課題調査を行い、行政による介護保険制度や障がい者総合支援制度ではカバーされない課題について洗い出しを行います。町内の福祉にかかわる専門職員と連携しまして会議を開催し、その場におきまして必要とされる具体的な支援策と実施に向けた検討を行います。また高齢者等の方々の権利擁護に向けた活動や孤食対策事業の実施を通じまして必要としているニーズ調査を行います。それらの結果をもとにして、平成26年度以降におきましてNPO法人が支援事業の担い手となり、持続可能な雇用創出を図るものでございます。

事業の内容についてご説明いたします。事業は大まかに4本柱として考えております。まず1番目としまして、日常生活課題調査実施事業でございます。これは高齢者や障がい者の方々が国の制度の生活支援サービスを利用する場合、例えば大掃除や窓拭きなどのサービスは利用



できないなど制限がございます。このため、制度外や介護保険サービス利用の市場生活調査を行います。2番目といたしまして、生活支援検討会議運営事業でございます。町内の高齢者や障がい者団体の方、福祉のNPO法人の方、民生委員の方、ケアマネ等の方々と構成します検討会を開催しまして、ここで高齢者等の日常生活課題につきまして今後必要と考えられる支援サービスを具体化するために行います。3番目といたしまして、権利擁護啓蒙事業でございます。成年後見制度や高齢者等虐待防止等の権利擁護に関する内容を広く町民に周知するため研修会の開催などを予定しております。また権利擁護事業を先進的に実施している地域に視察することで課題の解決方法につなげます。4番目といたしまして、孤食対策事業でございます。町内における福祉ボランティアや社会教育団体等と連絡をとりながら、障がい者、単身高齢者が集います地域食堂の運営の充実を図ります。

事業費の内容でございます。総事業費は消費税含めまして735万円としております。人件費として雇用2名を考えておりまして、金額が370万6,000円と考えています。次に、ニーズ調査の関係でございます。経費ですが176万8,000円でございます。内容は調査に係る郵便料、調査用車両リース料、事務機器等と考えております。高齢者日常生活支援検討会議運営経費でございますが、82万円となっております。検討会議に係る経費、先進地視察等経費でございます。権利擁護啓蒙事業として54万円となります。内容は研修会費、PR宣伝等でございます。次に、ワークショップ対策事業として16万6,000円、地域食堂の運営経費、先進地視察等でございます。

次に、事業の効果でございますが、本町における高齢者や障がい者の方々が抱えている日常生活ニーズ調査を実施した結果を町内の福祉関係者と連携をとり、解決方法を明確にすることでNPO法人が事業化できる部分、行政が担う部分、地域資源として町内企福祉事業者が担う部分を明らかにすることができると考えております。特に委託先のNPO法人においては、新規事業の掘り起こしと地域に根づいたよりきめ細やかな日常生活支援をすることで雇用促進が図られると考えております。

以上説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 大黒営業戦略担当課長。

○産業経済課営業戦略担当課長（大黒克己君） それでは、資料5の白老町観光連携型6次産業人材育成事業について資料に沿ってご説明申し上げます。まず、1、本町の産業振興に係る現状と課題でございます。本町には、豊富で多彩な地域資源が存在しており、これらの資源を有効活用しさらに事業間や異業種との連携によって地域の活性化を図ることが重要であります。これらをコーディネートする人材が不足しており、なかなか進んでいないのが現状であります。そこで、このたび国の事業を活用しながら観光と農業を切り口に人材を育成しようというのが本事業でございます。

続きまして、2、実施主体及び関係機関であります。本事業を実施するに当たり町の委託事業となりますが、事業主体として起業後10年以内の企業やNPO法人ということであり、ここに記載の農業生産法人しらおい産直センター合同会社に委託する予定であります。法人の概要につきましては（2）に記載しておりますが、野菜づくりに実績のある代表の方が竹浦の飛生

地区などにおいて野菜の生産、さらに加工品の開発や地域連携による産地直売などで町の産業振興に貢献しようと本年3月29日に会社を設立しており、既に活動を行っております。また本事業は実施主体である会社を中心に、観光協会や虎杖浜竹浦観光連合会等に参加する関係事業者が参画、連携していくことを前提としております。

次に、3、事業の目的、内容であります。どのようなことを行うのかということであります。裏面をご覧くださいと思います。(2)の事業内容①といたしまして、観光連携における人材育成、②として販路開拓、町外販売における人材育成、③として加工品開発の取り組み、④として産地直売場の設営でございます。具体的には次の事業スキームを見ていただきたいのですが、左のほうから説明をさせていただきますと、白老産直センターがカボチャやブロッコリー、ハウスのイチゴ栽培などを行い生産するとともに規格外品の加工などを行い、観光協会や虎杖浜竹浦観光連合会の事業者も連携しながら、産直センターの商品や各事業者の地場産品などを地域内循環としてホテルや飲食店での活用、産地直売場を開設しての販売、さらに町外直販などを手がけ、最終的に雇用の継続と地域経済の活性化につなげたいと考えております。

次に、4、事業費であります。総事業費は3,969万7,142円です。内容といたしましては、人件費は事業費の50%以上というくくりがありますので、9名の雇用で約2,500万円、イチゴなどの生産に係る特産品生産経費が680万円、開発等の研究に宣伝費などの加工品開発試作品製作経費で195万円、産地直売場の開設・運営経費520万円プラス消費税であります。

最後に、5、期待される効果であります。国の事業の目的に新しい企業を支援することで雇用を創造しましょうということが大前提にありますので、今回の委託事業者もそうでありますが、起業間もない法人などに必要な人材を確保することで、人材の育成はもちろんですが将来的に地域の雇用を支える企業の成長を期待できること。また、今回観光と農業にスポットを当てることで新たな農業経営や6次産業化などの可能性を開拓できることを期待しているところであります。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案第1号の説明及び元気臨時交付金の詳細な説明、また各事業の説明が終わりました。ただいまの説明に関しまして質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 資料のほうでちょっと確認させていただきます。元気臨時交付金充当事業の資料3の一番下に年度別の事業費比較表出ていますけれども、このその他という部分の財源があります。その他というのは何を指しているのか。後で議論するのに必要なのでここでお聞きしておきます。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） この分類の中におけるその他のご質問でございますけれども、これは国・道以外の団体からの助成金ですとか、その他寄附金、そういうものを想定しております。基金も含まれております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 企業負担もあったということですが、そのところを整理してほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 内訳を示したほうがよろしいということでしたら、後程内訳を出します。

○議長（山本浩平君） 後程、それは出してください。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それと、高齢者・障がい者と人材育成の関係の説明ありましたが、この事業内容の流れはわかりましたけれども、もとである国の起業支援型雇用創造事業の内容がまるっきりわからないのです。前段今説明がありましたが、この事業内容とか、どういう業種があって広く町民にどういう人が該当するとか、いつまで申請すれば当たるのか。そういうものの概要がわかりませんので、概要を提出していただきたいと思います。それでなければ議論できないので、前段としてこれだけの起業創造事業なのか。その辺わかりませんのでまずそれをちゃんと整理して、我々わからないと入っていけないので、その資料をお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 石井産業経済課長。

○産業経済課長（石井和彦君） 資料は後から提出いたします。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 20日に審議始まりますので、勉強する期間ありますのでその日ではなくて早めに、それまでをお願いします。

○議長（山本浩平君） ほかに何か特に聞いておく必要のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） それでは、議案第2号 平成25年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,615万1,000円を追加し、総額19億3,137万8,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。2、歳出、4款基金積立金、1項1目介護給付費事業基金積立金14万5000円の増額補正で、介護保険事業基金の積み増し分でございます。

6款諸支出金、1項1目償還金1,600万6,000円の増額補正で、介護給付費及び地域支援事業

費に対し国、北海道支払基金より概算交付された負担金につきまして精算し返還するものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。1、歳入、4款道支出金、1項1目介護給付費負担金1,615万1,000円の増額補正で、平成24年度介護給付費に対します実績の精算分でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第2号の議案に関する質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 議案第3号でございます。これは先ほどの補正予算に関連いたしますが、白老町地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてでございます。この条例に関しましては、新たに条例を制定するものでございます。それでは、条例全文を朗読したいと思います。

白老町地域の元気臨時交付金基金条例。

（設置）

第1条 町が国から交付を受ける地域の元気臨時交付金（以下「交付金」という。）を活用し、公共投資を円滑に行い、町内における経済の活性化及び雇用の創出を図るため、白老町地域の元気臨時交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積立てる額は、交付金のうち一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（基金の処分）

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要な公共投資の財源に充てる場合に限り、この全部又は一部を処分することができる。

（繰替運用）

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定

めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

議案説明でございます。

これは平成25年1月11日に閣議決定された日本経済再生に向けた緊急経済対策に基づき、地方の資金調達に配慮し本対策の迅速かつ円滑な実施を目的として、地方の負担額に応じて国から地域の元気臨時交付金が交付されることから、その財源の一部を基金に積み立て、平成26年度に実施する事業の財源に充てるため、本条例を制定するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(山本浩平君) ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第3号の議案に関して何か特にお尋ねしておくことのある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第4、議案第4号 白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岩崎建設課長。

○建設課長(岩崎 勉君) それでは、議案第4号 白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてご説明いたします。

平成25年3月末に中学校適正配置計画に基づき閉校した虎杖中学校が立地する地区について、校舎等の有効な跡地利用が必要なため地区計画制度を活用し秩序ある良好な街区の形成を図るため、市街化調整区域内の地区計画を平成25年5月27日に都市計画決定したところであります。この地区計画に基づいた土地利用をさらに確実にするため、建築基準法の規定に基づき地区計画区域内における建築物の敷地構造また用途に関する制限について必要な事項を定めるため、白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、第1条では、この条例の根拠、趣旨及び目的を規定しております。都市計画法の規定により地区計画の目的を達成する上で重要な事項についてその実現をより確実なものとするため必要な制限を定めるものです。建築基準法第68条の2第1項の規定では、市町村は地区計画等の区域内において建築物の敷地、構造、建築設備または用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定めることができるとしております。

第2条では、適用される区域について別表第1に定めております。

第3条第1項では、第2条に規定する区域において建築物の用途制限を別表第2、(ア)の欄に定めております。2項は、健全な都市環境が確保されると町長が認める場合における許可制度です。3項は、町長が認める建築物は許可に際し白老町都市計画審議会の意見を求めるものです。

第4条では、建築物の外壁等の後退距離の限度を別表第2、(イ)により4メートル以上と定めています。

第5条第1項では、建築物の高さの最高限度を別表第2、(ウ)の欄により14メートル以内と定めております。第2項では、建築物の高さに算入しない部分及びその部分の高さの限度を5メートルと定めています。これは建築基準法の規定との整合を図るものです。3項は、健全な都市環境が確保されると町長が認める場合における許可制度です。4項は、町長が認める建築物は許可に際し白老町都市計画審議会の意見を求めるものです。

第6条第1項では、建築物の敷地の過半が地区整備計画区域に属する場合、またはその敷地の過半が地区整備計画区域の外に属する場合に第3条の建築物の用途の制限の規定について、当該建築物またはその敷地の全部に適用することとしています。なお過半とは敷地面積の半数を超えていることといいます。2項は、建築物の敷地が第1項以外の条件に当たる場合において、建築基準法第91条の適用の例を参考に町長が定めるものでございます。

第7条では、条例施行により規制内容に対して不適格となった建築物の増築、改築を行う場合はある一定限度の範囲内において条例の適用を除外する内容を定めています。

第8条では、公益上必要な建築物で制限を適用することが妥当でないものについて、町長が許可をすれば制限の除外を認めることができるとする規定を定めたものでございます。

第9条では、この条例の義務違反に対して一定の刑罰を科すことによりこの条例の実効性を確保するため、違反する者に対する罰則を規定したものでございます。1項では、建築基準法第106条の規定により罰金に処する旨の規定を設けることができることとなることとなり、この条例での上限額は建築基準法の上限である50万円としております。1号は、第3条の建築物の用途の制限に規定に違反した建築物の建築主を対象に罰するものです。2号は、第4条の建築物の外壁面の位置の制限及び第5条第1項の建築物の高さの制限の規定に違反した場合、設計者及び工事施工者を対象に罰するものです。3号は、建築基準法87条第2項の規定により建築物の用途を変更する場合はこの条例の規定に適合しなければならないため、第3条の建築物の用途の制限の規定に違反した場合、当該建築物の敷地の所有者、管理者、占有者を対象に罰するものです。第2項では、第1項第2号で規定する違反について設計者または工事施工者を対象に罰することとしていますが、その違反が建築主の故意による場合は建築主に対しても同様の刑を科すこととしております。故意とは、条例の規定に違反することをわからなくても建築物が建っている実態を確認している場合も含まれます。第3項では、現実の行為者が義務者であることはもちろんですが、その者を雇った事業主の専任監督等について過失があったものと推測されるため罰することができるものとしております。事業主は必要な注意等を尽くしていないことが証明できない限り罰金刑を受けることとなります。

第10条は、この条例の施行に関しての基準等を町長が別に定めることとしております。

それでは、条例を朗読いたします。

白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例。

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内における建築物の用途、敷地及び構造に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保すること目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例は、別表第1に掲げる地区整備計画区域に適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 地区整備計画区域内において、別表第2（ア）欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 前項の規定は、町長が当該区域内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。

3 町長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、白老町都市計画審議会の意見を求めるものとする。

(建築物の外壁面の位置の制限)

第4条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線又は道路境界線までの距離は、別表第2（イ）欄に掲げる距離以上でなければならない。

(建築物の高さの制限)

第5条 建築物の高さは、別表第2（ウ）に掲げる数値を超えてはならない。

2 前項に規定する建築物の高さは、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートル限度として算入しない。

3 第1項の規定は、町長が当該地区における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。

4 町長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ白老町都市計画審議会の意見を求めるものとする。

(建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合等の措置)

第6条 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合において、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該区域に係る第3条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、この規定を適用しない。

2 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合で、前項の規定により難しいときにおける第3条の規定の適用については、法第91条の規定の適用の例に準じて町長が定める。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第7条 法第3条第2項の規定により、第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について

規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第8条 この条例の規定は、町長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定に違反した場合(次号に規定する場合は除く。)における当該建築物の建築主

(2) 第4条又は第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 第87条第2項において準用する第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

次の別表であります。

別表第1(第2条関係)。

名称、虎杖浜地区地区整備計画区域。

区域、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された苫小牧圏都市計画虎杖浜地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域。

別表第2(第3条―第5条関係)。

地区整備計画区域、虎杖浜地区地区整備計画区域。

(ア)、建築してはならない建築物。

次に掲げる建築物以外の建築物。

(1)、工場(地域資源を有効活用する工場に限る。)

(2)、前号工場に関連する建築物のうち、次に掲げるもの。

ア、蒸留棟、倉庫、乾燥庫



イ、温室

ウ、研究所

(3)、第1号の工場に関連する建築物のうち、次に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以下のもの。

ア、事務所

イ、体育館

ウ、ホテル又は旅館（200平方メートルを超えるものを除く。）

エ、体験教室

オ、管理人のための住宅、及び従業員のための休憩所

(4)、店舗（第1号の工場において製造し、又は加工された物品の販売を目的とするものに限る。）及び飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のもの。

(イ)、建築物の外壁面の位置の制限 4メートル。

(ウ)、建築物の高さの制限 14メートル。

次に、議案説明であります。白老町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について。

平成25年5月27日に都市計画決定告示した虎杖浜地区地区計画においては、都市計画法の規定に基づく地区整備計画として建築物の制限等を定めているところであるが、当該地区の適正な都市機能と健全な都市環境を確保すべく、建築基準法68条の2第1項に基づき、建築物の制限等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時14分

---

再開 午前11時26分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5、議案第5号 障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 条例の制定のため、まず全文を朗読させていただきます。

障害者自立支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

（白老町地域生活支援事業条例の一部改正）

第1条 白老町地域生活支援事業条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第2条 白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附則。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第2条中白老町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の題名の改正規定、同条例第1条の改正規定(「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分に限る。)及び次項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を改正する。

別表中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

議案説明でございます。地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行による障害者自立支援法の一部改正に伴い、本町における関係条例を整理する必要があることから、本条例を制定するものでございます。

内容といたしまして、障害者自立支援法が障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律へと変更となったため、白老町における関係条例を変え整理するものでございまして、次のページの新旧対照表をお開きください。関係する条例といたしましては、朗読したとおり白老町地域生活支援事業条例と下段の白老町障害程度区分判定を審査会の委員の定数等を定める条例が該当となります。法律名の変更と一部文言の変更となるものでございます。

戻りまして附則をお開きください。公布の日から施行いたしまして25年4月1日から適用としますが、障害程度区分判定等審査会に関する文言の部分は26年4月1日から適用するものがあります。第2項につきましては、障害程度区分判定の審査会の委員の報酬に関する条例の文言の整理で、この適用につきましても第1項により26年4月1日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(山本浩平君) ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終了いたします。

日程第6、議案第6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説

明をお願いいたします。

小関税務課長。

○税務課長（小関雄司君） 議案第6号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議6-3をお開きください。議案説明でございます。地方税法の一部を改正する法律が施行され、国が一律に定めていた内容を市町村が自主的に判断し、固定資産税等の特例割合を条例で決定できる仕組み（地域決定型地方税制特別措置）が導入されたことから、所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。公布の日から施行して本年の4月1日から適用するというものでございます。

次のページをお開きください。議案第6号の説明資料をつけております。今回国から3本軽減措置を定めてもよしいということで、その3本について条例で改正させていただきたいというものでございます。

1つ目としまして、公共下水道の利用者が除害施設を設置した場合に、固定資産税を4分の3に軽減できるというものでございます。この除害施設というのは事業所や工場から出される排水、いわゆる高温の排水ですとか極度に強い酸性、アルカリ性の排水、動植物性の油脂そういったものを含む排水について水質を悪化させないための施設をつけたところについては軽減してもいいといったものでございます。

2つ目としまして、都市部を流れる河川、いわゆる特定都市河川というものですけれども、その流域内において浸水被害防止のための雨水貯留浸透施設を設置した場合に固定資産税3分の2に軽減できるとなったものでございます。この特定都市河川について白老町は該当する河川はございません。

3点目としまして、東日本大震災の際に都市部で多くの帰宅困難者が発生したことを教訓に、今後発生することが危惧されている首都直下型地震の際の帰宅困難者対策として、オフィスビルなどに水や食料等の物資を保管する備蓄倉庫を確保した場合に固定資産税を3分の2軽減できるとされたものでございます。いわゆる都心部についての関係は都市再生特別措置法という適用を受ける都市でありまして、道内では札幌市のみがこの適用を受けております。札幌市で備蓄倉庫を確保した場合に固定資産税を3分の2軽減できるとされたものであります。

この3本について国のほうから定めが来ましたので、今回この条例を町のほうで改正させていただきます、こういう形で軽減措置を図りたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終了いたします。

日程第7、議案第7号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第7号 北海道市町村総合事務組合理約の変更につきましてご説明いたします。

議7-2をお開き願います。議案説明でございます。本組合で北空知圏学校給食組合が加入することに伴いまして規約を変更するものでございます。

以上簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 議案第8号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更につきましてご説明申し上げます。

議8-2をお開き願います。議案説明でございます。議案第7号同様、本組合へ北空知圏学校給食組合が加入することに伴いまして規約を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、報告第1号 平成24年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 報告第1号 平成24年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。平成24年度補正予算第11号、12号で可決いただきました繰越明許費について、別紙計算書のとおり繰り越すものでございます。

繰り越した事業は、白老町港湾事業、美園団地外壁改修事業、萩野小学校屋内運動場耐震化改修事業、三中学校統合施設環境改善事業の4事業であります。

繰越額は報1-2でございますが、繰越額4億2,843万6,000円でございます。そのうち特定財源につきましては4億2,835万3,000円、一般財源8万3,000円を繰り越すものでございます。

以上のとおり説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

日程第10、報告第2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についての議案について説明をお願いいたします。

本間総務課長。

○総務課長（本間勝治君） 報告第2号でございます。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出するものでございます。

2点ございます。1点目でございますが、株式会社白老振興公社平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画でございます。次に、2点目でございます。一般財団法人白老町体育協会平成24年度事業報告及び平成25年度事業計画でございます。それぞれの内容につきましては慣例によりまして説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま議案の説明が終わりました。

これより報告第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の議案説明を終わります。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもって定例会6月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前11時40分）